

入 札 説 明 書

札幌市告示第3179号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年7月25日

2 契約担当部局

〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目5-2

札幌市総務局行政部公文書館管理係 電話 011-521-0205 (FAX 011-521-0210)

メールアドレス kobunshokan@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 旧豊水小学校複合施設消防設備点検業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで。
- (4) 履行場所 旧豊水小学校複合施設（札幌市中央区南8条西2丁目5-2）
- (5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」-中分類「建物設備等保守管理業」の登録があること。
- (3) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地が「市内」として登録されていること。
- (4) 札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）第69条及び札幌市火災予防規則（昭和48年規則第64号）第16条第15号に規定する「消防設備業届出書」を消防長へ届け出ている者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。また、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/ippan.html>

- (2) 入札書の提出期限

令和7年8月21日（木）17時00分（送付による場合は必着）

- (3) 開札の日時及び場所

令和7年8月22日（金）10時00分

札幌市公文書館 2階小会議室（札幌市中央区南8条西2丁目5-2）

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、別添様式1にて作成し、上記(2)の提出期限までに、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年8月22日（金）10時00分開札「旧豊水小学校複合施設消防設備点検業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の提出期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年8月22日（金）10時00分開札「旧豊水小学校複合施設消防設備点検業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札保証金 免除

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別添様式3）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする

6 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(4)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく

じを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)で定める休日(以下「休日」という。)及び月曜日を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記1「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(4)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を新たな落札候補者とし、上記(4)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 入札が無効となった者の取扱い

上記(4)又は(5)に基づき入札が無効となった者は、上記5(9)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代える担保を提供しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

7 契約の締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙「契約書(案)」のとおり

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

別添様式2により質問票を作成し、持参、送付、電子メール又はFAXにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受付けない。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年8月6日（水）17時00分までに提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年8月14日（金）までに、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。（<https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/ippan.html>）

(2) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別添様式4）を提出しなければならない。

(3) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（月曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参又は送付とする。